



どうなる？日本の森林

「暮らしを守る森」のゆくえ

日本の道路の舗装率は90%を超え、森林を身近に感じる人は年々少なくなっている。だが、防災や浄水、地球温暖化防止など暮らしを守る森林の機能は決して軽視できない。昨年从今年にかけ森林に関する法律の改正が立て続けに進んだ。2024年度からは全国民が一人当たり千円の森林環境税を支払うことにもなっている。法改正の背景には何があるのか。あらためて日本の森林のゆくえと私たちの暮らしを考えてみた。

相次ぐ林業の法改正、背景には何が？

アベノミクスの成長戦略の柱の一つだった農業改革。その改革の手は、農地から森林へと向かった。林業界に求められる「成長」。その物差しは、木を大量に伐採する木材生産量か。それとも環境保全型の新たな担い手の増加なのか。

国有林伐採の法律が成立

毎年花見に行くようななじみ深い公立公園が、ある日突然、耳慣れない民間企業によって管理・経営されることになった。地域住民に愛されていた桜並木は伐採されてチップになったが、跡地に新しい木は植えられない……。そんな話が近隣で持ち上がったら、どう思うだろうか。しかも、企業がその公園でどのように利益を得るかは原則自由で、契約期間が終了した後は原状回復する義務もない。

近所の公園とは言い難いが、このような法整備が日本の森林を舞台に進んでいる。今年6月に成立した「改正国有林野管理経営法」は、国民の共通財産である国有林に育つ木を伐採・販売できる権利（樹木採取権）をつくり、民間企業にその権利を与える法律だ。

これまでは伐採可能な時期と場

所を設定し、1年ごとに入札で業者を決定していた。今回の法改正

によって、業者が一定の負担金を出すかわりに、数百ヘクタール単位の広大でまとまった面積を最大50年の長期にわたって伐採する特権を与えられる。伐採後に苗木を植え直す（再造林）義務はない。

本来、林業は100年以上のサイクルを見据え、植樹、育成、伐採の循環によって成り立つが、この規定のもとでは業者は、木々をいかに効率よく伐採して販売するかに集中できる。現場の林業者には伐採量のノルマが課せられスピードも求められる。山を崩さないような環境への配慮はなく大型機械での荒い施業になりがちだ。こうした生産性重視の施策はどのような方針でつくられたのだろうか。

ここでもコンセッション

「意欲と能力のある経営者に森

林を集約し、大規模化を進めます」

（2018年1月施政方針演説）と安倍晋三首相が宣言したように、

今の林業は森林の集約化を進め、大量伐採と大量の木材販売による「成長」を目指している。戦後の日本の林業政策を見続けてきた愛媛大学名誉教授の泉英二さんは、

12年から始まった第2次安倍内閣の「成長戦略」をこう振り返る。「アベノミクスの第3の矢として『日本再興戦略』が策定され

（17年からは「未来投資戦略」、林業の成長産業化を掲げ、森林の経営管理を「意欲ある林業経営者」に集約化させる方向性が示されてきました。国有林の管理を市町村が行う仕組みや国有林の活用はここから提起されたものです」

「未来投資戦略2017」の提起で、まず法制定に向かったのは、

一般市民が所有する国有林を対象にした「森林経営管理法」だった。

この法律は国有林のうち、「所有者は意欲がなく、管理できていな

い」と市町村が判断した山を取りまとめ、森林組合や業者に委託して伐採するものだ。所有者の同意がなくても市町村の勧告などがあれば伐採できる特例もあり、泉さんは「行政の強権性が際立っている」と問題を指摘する。

また、未来投資戦略の審議には、大手人材派遣会社パソナグループの竹中平蔵会長が民間議員として参加しており、空港や道路、上下水道といった公共インフラの運営を民間へ切り替えようと提案したという。泉さんは「国有林野もその一環でした」と話す。

このとき竹中会長が提案したのが、「コンセッション方式」の導入で、公共施設の所有権を公的機関に残したまま、運営権のみを民間事業者に設定するものだ。国有林の面積は758万ヘクタールで、東北6県がすっぽり入るほど広い。広大な国有林に育つ木の伐採と販売を民間業者に与えるコンセッション方式は、業者の利益に直結す

漫画／所ゆきよし 文／上垣喜寛

ところ・ゆきよし 1947年愛知県生まれ。漫画家。政治の風刺画をテーマに多くの媒体で活動。2009年、日本漫画家協会「大賞」受賞。
うえがき・よしひろ 1983年生まれ。フリーライター、映画監督。共著に「震災以降」（三一書房）ほか。映画「自由貿易に抗う人々」。

る。

泉さんは、「一部の営利企業が木材伐採のためだけに長期にわたる独占的に利用できるような法律の運用となれば、国民の共通財産としての本来の在り方から逸脱する」と指摘する。国有林整備の基本方針は「国土と環境保全の公益的機能を重視する」というものだ。販売のためむやみに伐採する林業はこれに沿うのか、疑問が残る。

淘汰される小規模林業者

12年以降の法整備は、大規模集约化した林業への流れで一貫している。その前提は「多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い」というものだがそれは事実だろうか。

日本列島は、その面積の約67%が森林に覆われ、多種多様な木々が育つ世界有数の森林大国だ。樹齢50年の人工林を指して「今が伐り時」という声もあるが、スギの樹齢は一律で50年とは言い難い。戦時中の強制伐採を免れた地域は樹齢100年を超える人工林地帯が多いのも事実だ。200年以上のスギ林のある奈良県の吉野地域には、育てて良い木を残す伝統的技法（長伐期多間伐）があり、質



の維持を心がける林業経営者もいる。また、全国で長期育成をする林業者は数多く、「今年は何らない」という選択肢を持つ。

高知県土佐清水市で50ヘクタールほどの森林経営をする浜口和也さんは、林業の成長産業化に理解を示すものの、その成長の物差しには首をかしげる。「営利最優先で森に入れば、短期間で過剰な伐採をしたり（一定面積をすべて伐採する）『皆伐』をした後、再造林しなかったり、環境に負担をかけるような森が増えるでしょう。現時点でも、大規模な伐採跡地の崩壊も目立ってきています」と浜口さん。浜口さんが活動する同県幡多地域では、大規模な皆伐や過度な間伐が広がっている。大型機械を使うために、山に幅の広い道を

切り開くので、山は削られ、ひとたび豪雨や台風が来ると、谷から崩壊したり風を受け止めきれずに風倒木が続出するなど、森林の荒廃が進む。さらに「大量の木材が市場に流れれば供給過剰になり、木材価格が低下します。私たちのようにやみくもに木を伐採せず、環境保全を第一に作業している小規模林業者は淘汰されかねません」と浜口さんは眉をひそめる。

担い手育成に税金活用を

林業はもとより、1次産業の最大の課題は、将来の担い手不足だ。1955年に50万人以上いた林業従事者は、今では5万人を割った（2015年林野庁）。林業者の減

少を食い止めるためにも、山を集约し伐採現場を与えようというのが国の狙いでもあるだろう。しかし、良い木を残して育てる林業者を育成する視点も必要だ。

高知県は大規模林業への補助はしつつも、小さな林業者、担い手を育てる環境を整えるという画期的な施策を打ちだす。14年度に「高知県小規模林業推進協議会」を設置し、安全装備や研修費用、保険代、作業道敷設（国の支援のない細幅の道）など規模の大小に関係なく補助する。初年度45人だった同会の会員数は、5年たった現在560人に増え「300人以上が実際に林業を始めている」と同会代表の中嶋健造さんは言う。

台風被害が相次ぎ、倒木を安全に処理できるスキルを持つ林業者はますます貴重な存在になる。SDGs（持続可能な開発目標）により、安易な大規模伐採よりも、環境保全型の森づくりのニーズは世界的に高まっている。

24年度から国民が徴収される「森林環境税」の予算規模は600億円を超える。その使途は自治体に委ねられるが、木材を伐り、その木材の利活用を進める自治体は少なくない。一過性の使われ方ではなく、次世代の担い手のために使う工夫が試されている。